

# 新型コロナウイルス 感染症に対応する支援

## 家賃助成

仕事を辞めさせられ、家賃が支払えない場合

| 1人      | 2人      | 3人～5人   | 6人      | 7人以上    |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 39,000円 | 47,000円 | 51,000円 | 55,000円 | 61,000円 |

■支給要件：仕事をする意志があること。収入と資産での制限あり

■支給期間：3ヶ月間（一定の条件より3ヶ月間の延長及び再延長が可能）

■支給方法：大家等へ代理納付 ☎674-7767（福祉相談支援課）

## 生活福祉資金制度

主に休業された方向け（緊急小口資金）緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、  
小額の費用の貸付を行います

■貸付上限額：学校等の休業、個人事業主等の特例の場合 20万円以内

主に失業された方等向け（総合支援資金）生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います

■貸付上限額：（2人以上）月20万円以内（単身）月15万円以内

生活福祉資金制度の申込先：社会福祉協議会 072-674-7496

新型コロナ受診相談センター 072-661-9335

聴覚障がい者の方の相談 ファックス：072-661-1800

不安や心配事の相談 072-661-9334

新型コロナに関する生活支援情報案内ダイヤル

072-674-7022

その他、市民税や国民健康保険料の減免制度の利用、支払いを猶予できる場合があります。また、新型コロナでの収入減への融資制度もできています。ご相談ください。

## 収入減に対して、現金での補償を

イギリスでは働く人や自営業者、フリーランスも含め所得の8割補償。フランスでは賃金の10割、ドイツでも手厚い補償があります。外出禁止や営業の自粛は現金での補償がなければできないことです。日本では、補償がないので営業を続けざるをえません。

目・口・鼻をさわらない

手洗い

消毒

消毒液

人混みをさける